

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A市に本社を置く会社Bに採用され、同年〇月〇日からはC市所在の同社D物流センター（以下「事業場」という。）において、配送作業員として勤務していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日午後3時頃、事業場での作業中に吐き気がし、足の力が抜ける症状が5～6回出現して体調不良となったが、午後7時半ぐらいまで勤務を継続したところ、翌〇日の午前7時30分頃、自宅で痙攣を起こしたという。請求人は、同日、E病院に緊急搬送され、「症候性てんかん」等（以下「本件疾病」という。）と診断されて、入院加療となった。

その後、請求人は、同月〇日、F病院に転医し、入院加療を続けた後、G病院、H病院に転医し、療養を継続した。

請求人は、本件疾病を発症したのは、事業場での作業中に熱中症を発症したことが原因であり、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれ

を棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の実事の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、事業場では毎日午後8時や午後9時まで残業を強いられ、繁忙なため休憩も取れないなど慢性的なオーバーワーク状態であったところ、毎日持参していた3枚の着替えのシャツがいずれもびしょ濡れになるような職場環境の中で作業していたことにより、熱中症を発症し、翌朝、極度の脱水症状のために本件疾病を発症したものである旨主張している。

その一方で、請求人は、「平成〇年〇月頃交通事故で脳挫傷となったが、てんかんを発症したことはない。高次脳機能障害で記憶力が悪く、少しの疲労で病気になりやすい。」旨述べるほか、同人の母も、「請求人は、平成〇年の交通事故による脳挫傷で高次脳機能障害となり、記憶力が低下した。平成〇年〇頃、帰宅後に痙攣していることが2回あった。呼びかけても返事がなく硬直していたが、2分くらいで治ったので、病院には行かなかった。平成〇年の事故当初は薬を飲んでしたが、現在は飲んでいなかった。」旨述べている。

(2) 請求人の就労状況等についてみると、以下のとおりである。

請求人が本件疾病発症の前日作業していた職場の状況については、Iが「請求人が作業していた場所は、屋根があるが、屋外とつながっており、気温は外気温と同じくらいである。風通しは余りよくないが、極端に暑い日ではなかつ

たと思う。」旨述べているところ、同日の請求人の様子について、Iは「同日の午後5時頃に見かけたときは、いつもどおり元気そうに見えた。」旨述べ、J総務部長及びK開発部長は「具合が悪くなったという報告は受けていない。」旨述べているほか、当日の最高気温が29℃にとどまっていたことや、Iだけではなく請求人自身も「同僚で熱中症になった者はいない。」旨述べていることからすると、請求人が作業していた職場環境や気象状況は脱水状態ないし熱中症を生じるようなものであったとは認められない。

なお、請求人は、「本件疾病の原因は、普段の業務の疲労とストレスである。」とも主張し、具体的には、「休憩時間は忙しくて取ることができない。」「残業時間は大体1日2時間から3時間ぐらいであった。正式な残業時間が分かるようなものはない。」「タイムカードを切った後、午後7時30分くらいまで残業した。ひとりでサービス残業をした。」などと述べているところ、監督署長は、タイムカード打刻後にサービス残業をしていた旨の請求人の申述を踏まえ、事業場の施錠記録に記載された時間を労働時間とみて時間外労働時間数を集計しているが、本件疾病発症前6か月間の1か月当たりの時間外労働時間は最長でも48時間10分であって、請求人が過重な業務に従事していたものとは認められないから、その主張は採用することができない。

(3) 請求人の本件疾病に関する医学意見についてみると、以下のとおりである。

ア L医師は、平成○年○月○日付け意見書において、「平成○年に脳挫傷を発症しており、健常人では痙攣・てんかんは起き得ない範囲の脱水でも起きた可能性は否定できない。普段の事業場での業務が倉庫内・炎天下の業務であったこと、水分摂取量が必ずしも十分量であったとはいえないこと、前日に事業場で倒れたことなどを鑑みると、基礎疾患があったとはいえ、業務との因果関係は否定できないと思われる。」旨の意見を述べている。

イ M医師は、平成○年○月○日付け症状所見書において、「請求人は、平成○年○月○日撮影の頭部CT所見で、右脳挫傷の痕跡が認められ、一般論として脳損傷のない場合に比べると、痙攣発作を起こす可能性は高いと判断する。」旨の意見を述べている。

ウ N医師は、平成○年○月○日付け意見書において、「本件疾病の原因は既往の脳挫傷によるものと推測される。本件疾病は、業務終了後12時間以上経過した時点で発症しており、業務による軽度の脱水が存在した可能性は否

定できないが、発作の原因となったとは考え難い。既往疾病の後遺症の発症であり、業務との間に相当因果関係は認め難いものとする。」旨の意見を述べ、P医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「E病院入院時Hb 18.6 g/dlであり、著明な脱水があったことは間違いない。請求人の場合、頭部外傷後遺脳病変があり、著明な脱水からでも痙攣発作は十分起こり得る。脱水により血液凝縮を生じ、脳血流低下を来し、痙攣発作を生じたものと想定できる。請求人の場合、高次脳機能障害があったため、脱水の自覚症状に乏しかったことが脱水症及び熱中症の原因と考えられ、業務によるものとは考え難い。頭部外傷後遺脳病変や高次脳機能障害という請求人固有の身体状況から発症したものとする。」旨の意見を述べている。

エ 上記アないしウの各医学意見によると、請求人の本件疾病の原因については、その意見が分かれており、同人の疾病が業務に起因するものであるか否かについて確定することができない。

そこで、①当審査会において、平成〇年〇月〇日撮影の頭部CT画像、平成〇年〇月〇日撮影の頭部CT画像及び同月〇日撮影の頭部MR画像を読影した結果、請求人の右前頭部には広範な脳挫傷の痕跡が認められ、その程度については平成〇年の交通事故による受傷直後からかなり重症であったものと推認されること、②請求人は現在抗痙攣剤を服用しておらず、いつ痙攣発作を起こしてもおかしくない状態にあったものと認められること、③請求人が平成〇年に2回痙攣発作を起こしていること、さらに、④上記(2)でみたように、本件疾病発症前日の作業環境は熱中症ないし脱水状態を生じさせるような状況であったとは認められないこと、⑤業務終了後12時間以上経過した時点で発症していることなどを併せ鑑みると、当審査会としては、請求人の本件疾病は、既往症である脳挫傷が主たる原因となって発症したものとみるのが相当であると判断する。

(4) 以上からすると、請求人の本件疾病と業務との間に相当因果関係は認められず、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

なお、請求人らのその他の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由は

ない。

よって主文のとおり裁決する。